

那須塩原市大規模小売店舗立地法に関する事務取扱規則

(趣旨)

第1条 この規則は、栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年栃木県条例第31号）第2条の規定により市が処理することとされる大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）及び大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号。以下「省令」という。）に基づく事務（以下「大規模小売店舗立地法事務」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(事前協議)

第3条 大規模小売店舗を設置する者（以下「設置者」という。）は、法第5条第1項、第6条第2項又は附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとするときは、大規模小売店舗出店計画書（様式第1号）又は大規模小売店舗届出事項変更計画書（様式第2号）に必要な書類を添付して、市及び市が指示する関係機関と事前協議しなければならない。

2 市は、前項の規定による事前協議があったときは、指導事項等を決定し、設置者に対し必要な対応を求めるものとする。

3 市は、前項の規定により指導事項等を決定しようとするときは、栃木県（以下「県」という。）の意見を聴くものとする。この場合において、市は、必要があると認めるときは、隣接市町村（事前協議に係る大規模小売店舗が立地し、又はその届出事項が変更されることにより、周辺地域の生活環境に与える影響が懸念される市町村がある場合における当該市町村をいう。以下同じ。）の意見を聴くものとする。

(写しの提出)

第4条 次に掲げる届出等は、写しを別に定める部数（隣接市町村がある場合は、当該部数に隣接市町村の数に2を乗じて得た数を加えた部数）添えてしなければならない。添付しなければならない書類についても、同様とする。

- (1) 法第5条第1項の規定による届出
- (2) 法第6条第1項又は第2項の規定による届出
- (3) 法第8条第7項の規定による届出又は通知

- (4) 法第9条第4項の規定による届出
- (5) 法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出

2 次に掲げる届出は、写しを1部（隣接市町村がある場合は、当該部数に隣接市町村の数を加えた部数）添えてしなければならない。

- (1) 法第6条第5項の規定による届出
- (2) 法第11条第3項の規定による届出
（写しの送付）

第5条 市は、次に掲げる届出等があったときは、県及び隣接市町村に写しを送付するものとする。

- (1) 法第5条第1項の規定による届出
- (2) 法第6条第1項、第2項又は第5項の規定による届出
- (3) 法第8条第7項の規定による届出又は通知
- (4) 法第9条第4項の規定による届出
- (5) 法第11条第3項の規定による届出
- (6) 法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出
（公告及び縦覧）

第6条 次に掲げる公告は、那須塩原市公告式条例（平成17年那須塩原市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示することにより行うものとする。

- (1) 法第5条第3項（法第6条第3項、第8条第8項及び第9条第5項において準用する場合を含む。）の規定による公告
- (2) 法第6条第6項の規定による公告
- (3) 法第8条第3項又は第6項の規定による公告
- (4) 法第9条第3項の規定による公告

2 次に掲げる縦覧は、産業観光部商工観光課において、那須塩原市職員の勤務時間に関する規程（平成17年那須塩原市訓令第29号）第2条第1項に規定する勤務時間（以下「勤務時間」という。）内に行うものとする。

- (1) 法第5条第3項（法第6条第3項、第8条第8項及び第9条第5項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧
- (2) 法第8条第3項又は第6項の規定による縦覧

3 法第8条第3項の規定による同条第2項の規定により述べられた意見の縦覧にあつては、意見者の氏名及び住所は、縦覧に供しないものとする。

4 市は、次に掲げる場合であって、法第5条第2項（法第6条第3項、第8条第8項及び第9条第5項において準用する場合を含む。）の添付書類又は指針に基づく事項として設置者が届け出た事項の変更があったときは、その変更内容についても法第5条第3項の規定に準じ、縦覧に供しなければならない。

（1） 法第8条第7項の規定による変更しない旨の通知があった場合

（2） 法第9条第1項の規定により勧告を受けた者が同条第4項の規定による届出をしない場合

5 市は、県及び隣接市町村に対し、第2項の縦覧及び前項の規定による縦覧に準じた取扱いをするよう依頼するものとする。

（軽微な変更）

第7条 設置者は、法第6条第4項ただし書に規定する経済産業省令で定める軽微な変更にあたる変更をしようとするときは、軽微変更協議書（様式第3号）により市の承認を受けなければならない。

2 市は、前項の軽微変更協議書の提出があったときは、承認の可否を決定し、設置者に通知しなければならない。

3 市は、隣接市町村があるときは、前項の規定による決定に際し、隣接市町村の意見を聴くものとする。

（説明会）

第8条 設置者は、法第7条第1項に規定する説明会（以下「説明会」という。）を開催しようとするときは、説明会の方法、公告の範囲、回数、場所等について説明会実施計画書（様式第4号）を提出し、市及び隣接市町村と事前協議をしなければならない。

2 省令第12条第3号に規定する方法は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙にちらしを折り込む方法とする。

3 設置者は、法第7条第4項の規定により説明会を開催しない場合は、説明会開催不能報告書（様式第5号）を市に提出しなければならない。

4 市は、前項の規定による報告書の提出があった場合は、設置者から事情を聴いた上で、省令第13条第1項に規定する事由の有無を認定し、当該事由がないと認めたときは、設置者に対し、説明会の開催を指示するものとする。

5 省令第13条第2項第3号に規定する方法は、次に掲げる方法とする。

（1） 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙にちらしを折り込む方法

（2） 法第7条第4項の規定により説明会を開催しないこととする大規模小売店舗が立地し、又は立地しようとする敷地内の見やすい場所に、届出等の要旨を掲示する方法

6 設置者は、説明会終了後2週間以内に、説明会実施状況報告書（様式第6号）を作成し、市及び隣接市町村に提出しなければならない。

（住民等の意見）

第9条 法第8条第2項の規定による意見書は、大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る意見書（様式第7号）によるものとする。

（市の意見）

第10条 法第8条第4項の規定による意見書又は意見を有しない旨の通知は、大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見書（様式第8号）によるものとする。

（市の意見に係る変更しない旨の通知）

第11条 法第8条第7項の規定による変更しない旨の通知は、届出事項を変更しない旨の通知書（様式第9号）によるものとする。

（勧告）

第12条 法第9条第1項の規定による勧告は、大規模小売店舗立地法第9条第1項の規定による勧告書（様式第10号）によるものとする。

（公表）

第13条 法第9条第7項の規定による公表は、次に掲げる方法により実施するものとする。

- （1）報道機関への資料配布
- （2）那須塩原市公告式条例第2条第2項に規定する掲示場に掲示する方法
- （3）その他市が必要と認める方法

（承継）

第14条 法第11条第3項の規定による届出には、次の各号に掲げる承継の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類により承継の事実を確認することができないときは、これを確認することができる書類をあわせて添付しなければならない。

- （1）法第11条第1項の規定による承継 当該承継に係る大規模小売店舗の建物の登記事項証明書
- （2）法第11条第2項の規定による承継 承継者の戸籍個人事項証明書（承継者が法人であるときは、登記事項証明書）

（報告）

第15条 法第14条第1項又は第2項の規定による報告の提出依頼は、大規模小売店舗立地法に基づく報告依頼書（様式第11号）によるものとする。

2 法第14条第1項又は第2項の規定による報告は、大規模小売店舗立地法に基づく報告書（様式第12

号)に必要な資料を添付して行うものとする。

- 3 法第14条第1項又は第2項の規定による報告を求められた者は、やむを得ない理由により市が設定した期限までに報告ができない場合は、その理由を記した書面を報告の期限までに市に提出しなければならない。

(地域の基準等)

第16条 指針に基づく地域の基準及び指針の運用方針は、県の定める地域の基準等の例による。

(県の技術的助言)

第17条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、県に技術的助言を求めるものとする。

- (1) 次に掲げる届出について法第8条第4項の規定により意見を述べ、又は意見を有しない旨の通知をしようとするとき。

ア 店舗面積が3,000平方メートルを超える大規模小売店舗に係る法第5条第1項の規定による届出

イ 店舗面積を3,000平方メートル超に増加させる変更に係る法第6条第2項又は附則第5条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出

ウ 法第5条第1項、法第6条第2項又は附則第5条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出であって、その変更の内容により周辺の地域の生活環境に与える影響が懸念されるもの

- (2) 法第8条第2項の規定による意見の提出があつた場合において、同条第4項の規定により意見を述べ、又は意見を有しない旨の通知をしようとするとき。

- (3) 法第9条第1項の規定による勧告をしようとするとき。

- (4) その他大規模小売店舗の立地に関する重要事項を決定しようとするとき。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、大規模小売店舗立地法事務の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。